

○岡山理科大学大学院生物地球科学研究科履修規程

(趣旨)

第 1 条 岡山理科大学大学院生物地球科学研究科履修規程 (以下「本規程」という。)は、岡山理科大学大学院学則 (以下「大学院学則」という。) 第 9 条に基づき、生物地球科学研究科 (以下「本研究科」という。) において開設する授業科目、単位数及び履修方法等について、必要な事項を定める。

(授業科目の単位数及び必修・選択の別)

第 2 条 大学院学則第 4 条の 2 第 5 項に基づく本研究科の教育研究上の目的を達成するため、開設する授業科目については体系的に整備するものとする。

2 本研究科において開設する授業科目名、単位数及び必修・選択の別は、別表 I のとおりとする。

(授業時間)

第 3 条 本学の授業時間は、次に掲げる時間帯とする。

1 時限	2 時限	3 時限	4 時限	5 時限
9 : 10～10 : 40	10 : 55～12 : 25	13 : 15～14 : 45	15 : 00～16 : 30	16 : 45～18 : 15

(授業科目の履修)

第 4 条 授業科目は、配当された年次において履修するものとする。ただし、配当年次以上の年次においては履修することを妨げない。

2 既に単位を取得した授業科目は履修することができない。

3 他専攻の講義科目を履修する場合は、授業科目の担当教員、所属専攻長、指導教員、及び教務課の承認を得れば履修することができる。

4 履修登録を行っていない授業科目は、成績評価及び単位認定を行わない。

5 各学期の履修登録・訂正期間終了後は、特別の理由がない限り、履修科目の変更及び追加を認めない。

(履修の特例)

第 4 条の 2 前条第 1 項の規定にかかわらず、大学院学則第 6 条の 2 の規定及び大学院学則第 12 条第 1 項、第 2 項各号のただし書に基づき在学期間の短縮を認められた者は、上位年次配当の授業科目を履修することができる。

(単位の認定と学習の評価)

第 5 条 大学院学則第 13 条に基づき単位の認定及び学習の評価は、科目ごとに次の等位 (評価基準) によって行う。

評点	評価	判定
100 点～90 点	S (秀)	単位認定
89 点～80 点	A (優)	単位認定
79 点～70 点	B (良)	単位認定
69 点～60 点	C (可)	単位認定
59 点～0 点	D (不可)	単位不認定
未受験又は受験資格なし	E	単位不認定
合格	O	単位認定
不合格	X	単位不認定
科目認定	N	単位認定

2 通年制の科目については、前半終了時に成績の中間評価を行い、「H」(現時点では良好)、「I」(努力を要する)で表示し、学習指導上の参考とする。

(修了要件)

第 6 条 大学院学則第 12 条に定めるもののほか、本研究科修士課程及び博士課程 (後期) の修了要件は、別表 I の各専攻欄外の条件を満たすこと。

(教育職員免許状取得のための授業科目の履修)

第7条 大学院学則第24条に規定する教育職員免許状を取得するために必要な授業科目、単位数及び必修・選択の別は、別表Ⅱのとおりとする。

2 学部で一種免許状を取得した者が、中学校教諭専修免許状、高等学校専修免許状を取得する場合には、本研究科において、別表Ⅱの「教科及び教科の指導法に関する科目」を24単位以上修得するものとする。

(改廃)

第8条 本規程の改廃は、生物地球科学研究科委員会及び大学協議会の審議を経て、学長が決定する。

#### 附 則

本規程は、平成28年4月1日から施行する。

本規程は、平成28年度入学生から適用する。

この改正規程は、平成29年4月1日から施行する。

この改正規程は、平成29年度入学生から適用する。

この改正規程は、平成30年4月1日から施行する。

この改正規程は、平成30年度入学生から適用する。

附 則 (令和3年4月1日 決裁)

この改正規程は、令和3年4月1日から施行する。

2. この改正規程は、令和3年度入学生から適用する。

附 則 (令和3年9月22日 第6回大学協議会)

この改正規程は、令和3年9月22日から施行する。

附 則 (令和4年3月23日 第12回大学協議会)

この改正規程は、令和4年4月1日から施行する。

2. この改正規程は、令和4年度入学生から適用する。